

中国古代史研究会編

中国古代史研究

永田英正

中国古代史研究会も、発足して以来すでに十数年の歳月を経た。その間、共同研究のもとに、会員諸氏のたゆまざる研究の成果は、『中国古代史の諸問題』（一九五四年刊）『中国古代の社会と文化』（一九五七年刊）として発表され、そのすぐれて斬新な報告は常に話題をよび、戦後に於ける中国古代史研究の発展の上に大きな役割を果して来た。本書は、その第三集に当り、「秦漢統一国家の形成過程として見た春秋戦国時代の歴史の解明」（序文）という共通課題のもとに、ここに再び数年来の研究成果を世に問うたもので、会員十三氏の労作を収録している。本書は、本研究会のみならず我が国のこの時代に関する研究の盛行を反映して、内容も考古学・政治・制度・社会経済・思想等々、非常にバラエティに富んでいる。かかる本書を前にし、限られた枚数で十分に論じ尽せないやみもあるが、以下順を追って各氏の所論の概略紹介を中心に、若干の感想を付してみた。

巻頭の三上次男氏「中国古代の甕棺墓―附、朝鮮の甕棺墓―」は、中国古代の墳墓の特徴的な一つの形式として知られる甕棺墓について論じた、考古学に関する論考である。中国及びその周辺地方に於

ける古代甕棺墓の調査報告は、現在までに35（外に朝鮮6）の遺跡を数えている。これを地域別にみると、最も多い河北、河南、遼寧、熱河を中心に中国の東北地区に分布し、年代的には、仰韶期から漢代のものにまでわたっている。氏はこれらの遺跡について、甕棺の形式と埋葬方法、甕の土器的な性質、棺に収めた遺骸の年令、副葬品、群集状況など、各時代また各地域にわたつて考察を加え、中国の甕棺墓は時代の前後を問わず広く一文化圏に属するものとするこゝとができるが、その内部に於ては時代と地区によつて性格を異にしていたこと、また朝鮮の甕棺墓は漢代遼寧地区の甕棺墓の系統をひくものであること、などを詳細に検討している。

氏の論考は、従来個々ばらばらに報告されている甕棺墓の遺跡を整理し、中国及びその周辺の古代甕棺墓の特質を、年代的・地域的に体系づけたものとして注目される。ただこの場合、特に朝鮮の甕棺墓と中国の甕棺墓との関連性から、中国古代文化の朝鮮伝播に関してどのような発言が可能であろうか。氏の今後の研究に期待したい。

上原淳道氏「鄭事雜識」氏の所論は二段に分かれている。前半は、氏の「鄭の東遷の事情および鄭と商人との関係」（『中国古代の社会と文化』所収）に対する重沢俊郎氏及び榎一雄氏の批判に答えたものであり、後半は、同じく氏の「魏の歴史および鄭と東魏との関係」（『古代学』六一二）に関連し、白川静氏の「殷代雄族考、其一、鄭」にもとづいて前論文に若干の訂正と補足すべきことを述べ、続いて陳槃氏の『春秋大事表列國爵姓及存滅表異異（下二）』に批評を加えている。

氏の細かい論旨は省略するが、ただ重沢氏の批判に関連して一言

したい。氏の『鄭の東遷の事情および鄭と商人との関係』によると、左伝昭公十六年の玉環の記事について、商人が韓宣子に云つた「必告君大夫」は「必ず君大夫に告げん」と読み、「必ず君大夫に告げよ」とは読めない。理由は、続く韓宣子が子産に云つた言葉の中の「必以聞」は「必ず以聞せん」と読んで、「必ず以聞せよ」とは読めないからであるとする。これに対して「必ず以て聞せよ」と読めないことはない、というのが重沢氏の批判である。氏は今回、先人の解釈を引用し、重沢氏の批判に答えると共に自説を主張しているのであるが、私見よりすれば、氏の解釈は多分に商人が直接に支配者に報告しなければならぬという先入感にとらわれすぎているように思う。この場合、「このことを話しておいて下さい」また「話してくれと申しましたので」という意味で、むしろ「必ず君大夫に告げよ」「必ず以聞せよ」の方が、読みとしては素直ではなからうか。氏の云う如く、大きな問題ではないかもしれないが、読んでいて気になる一言でもある。

後藤均平氏 春秋時代の周と戎 氏の論は次のようである。春秋時代の戎狄の分布を見る時、先ず山西から河北の北部にかけては隗姓の狄族が、陝西以東には羌姓の戎が、そして陝西から河南のまさに東周に至る地域には伊維の戎を始めとして陰戎、九州の戎で呼ばれる允姓の諸戎が散居していた。うち隗姓、羌姓の諸族が、多少の出入りはあつても股代以降ほぼこのような分布であつたのに対し、河南の諸戎は王子帯の乱（前六四九年）前後より注目され始め、それ以前については明らかでない。しかし彼らは、西周期或はそれ以前から既に河南山地に散居しており、その間に陸渾戎の伊川遷徙な

どもあつて徐々に密度を増加しては来たが、それも決して周の支配を脅かす程強盛ではなかつた。しかるに王子帯の乱以後、このような諸戎の侵入を受けて周が苦しんだという経伝の記載は、周の支配力の弱体を物語るものに外ならない。

周の歴史について考える限り、春秋以後は明らかに衰退の歴史である。しかし周の王権の実体については、必ずしも明らかでない。かかる意味に於て、股以降の戎狄の地域的歴史的ひろがりや究明しつつ、春秋以後、衰退に向つた周の王権の実体を、具体的に周と戎狄との関係に於て論じようとした氏の着眼点は素晴らしいが、本論にはそれが十分消化しきれていない。ことに允姓、羌姓、隗姓の三者の関係、就中、允姓と羌姓との関係が明瞭でなく、その説得力を弱めていることは惜しまれる。

佐藤武敏氏 春秋戦国時代の製鉄業 氏によると、春秋時代の製鉄業は、軍役や力役を主要労働力とする官府直営の形で経営された。しかし当時、鉄は貴重視されたために、製品は一部支配者階級を対象とした工芸品に限られていた。ところが戦国時代になると、齊などの一部の地域では春秋時代の古い官営方式を残す一方、新しく三晋地方では、君主の家産である鉄山のうち、鉅石の採掘、製鉄、販売などの権利を民間に与え、それに対して課税するという所謂民間経営方式があらわれ、各地に波及した。秦が富強の基礎を作つたのも、この方式を広くおし進めたからである。このような新しい経営方式の発生や製鉄技術の進歩などによつて鉄生産量は急増し、その結果鉄は貴重視されることなく、農具などの実用品も製造されるようになった。

近年、中国古代の産業を社会経済的立場から扱つて来た氏は、今回は春秋戦国時代の製鉄業を問題としてとり上げ、その形態と構造及び発展過程を明らかにした。氏の所論中、官營製鉄業が軍隊組織と関係があつたという指摘は、興味深い。しかしながら、氏は専ら社会経済的立場から論ずるあまり、そこには例えは、金属工業が「多数の労働力を必要とする」とか「大規模に営まれる」(一一〇—一一頁)といった、かなり抽象的な表現が使用され、これが当時の製鉄技術からいつて一体どの程度に多数の労働力を必要とし、どの程度に大規模に行われたのかという、具体的考察に欠けている。氏には今後、技術面からも併せ検討されんことを望みたい。

小倉芳彦氏 左伝における罰と徳—徳概念の形成と展開—氏の所論は次のとおりである。孟子や荀子の王霸の論は両者を別の原理に立つものとして峻別しているが、これはあくまでも彼らの理念に発し、必ずしも西周や春秋の現実と合致しないのではないか。事実、左伝における罰者は、徳刑(徳と刑と両具する)ないしは徳、信、礼などの行動原理のもとに、時に王命を奉じつつ、中原諸侯間の一定の秩序を維持するものとして肯定的に扱われ、そこには孟子の説くようなきびしい差別観念はない。しかも左伝の構文を分析するに、Ⅰ(春秋時代の史実を忠実に伝えた部分)、Ⅱ(それを戦国的観念から解説した部分)、Ⅲ(さらにそれを経文と対照して注釈した部分)の三部から構成され、罰者の原理は悉くⅡⅢの部分に於てのみ見えている。その理由は、徳とは元来王者が行う省事(刑と徳とをその内部に包括した一定の行動様式)に関係があり、戮物や兵賦を徴発するために巡行しつつ、時には征伐に転化し、相手が服

すれば許すという實際行動を伴う概念として発足した。かかる統治の形式は殷末までさかのぼり得るし、春秋中期頃まで続く。しかし戦国以降になり、所謂郡県制支配が次第に貫徹するようになる、当時の知識人は以前の統治形式を、かつてあつたままの意味に於ては既に理解できなくなり、春秋時代の史伝に一定の解説を施す必要にせまられた。その結果、徳そのものの行為であつた王者や諸侯の行動はその原初的意義を忘れられ、徳の概念の変化(徳概念の内面化・抽象化、徳と得との接近)と共に、王者ないし罰者の行動は徳刑二元主義に立つものとして説明されざるを得なかつた。この点、現実離れした観念的抽象の甚しい孟子や荀子よりも、現本左伝は春秋時代にさかのぼる手がかりを与えてくれる。

氏は、徳字の用法を辿りながら左伝を中心に考察を進め、春秋と戦国との社会政治の様相にかなりの変貌があつたことを推論しているが、氏の巧な論法は緻密な考証とあいまつて十分な説得力をもっている。蓋し本書中の数少い雄篇の一つであらう。

宇都木章氏 『社に黷す』ことについて—周礼の社の制度に関する一考察— 周の宗法制的支配の限界と矛盾は、その政治的支配の地方的・社会的な拡大と共に生じ、ここに新しく別の原理による統一の必要から、社稷が問題となつて来る。周礼には大別して1大社(所謂社稷。建国の神位とされるもので治朝に存す)、2戒社(勝国の社。服属した異類或は被支配者層たる国人の為の祭祀の場所。外朝に存し、人々に掟を課する制度と結びつくもの)、3郷里州党に於ける社(中央の政治支配の末端機関としての地位が与えられてゐる)の三種がある。これは元來、方帝祭祀に起源をもつ社稷が、

一方では天の思想と結合しながら支配者層の邑社を中心として地神化される(一)と共に、他方では外祭(外なる諸侯の祭り)としての性格から宗法制的制度の欠陥を補うものとして強化された結果、庶民統治の具として支配者層の政治論に採用されたもの(2・3)に外ならない。後者を社祭の機能から云えば、宗法制的支配層が、その勢力内の異類、異族を含む支配者層の支援を受けねばならぬ軍事活動の場合の中核としての軍社、また支配権力の具体的力となる刑戮の制度に利用され、万民支配の役割を果した外朝の社など、その例である。

氏は主として周礼を中心に、社の性格或は機能について政治的支配制度の面から論じている。しかしこの場合、周礼については「周礼制度中の社稷のあり方は、恐らく秦漢以前における支配者層たちの統治論の実際や性格を暗示する」という見地に立っているため、氏の論が周礼を中心としながら、それを越えていることは注目される。この点、今後問題の掘りさげ方いかんによつては、股以来の社の歴史的性格を解く一つの手がかりを含んでいるといえるだろう。ただ、氏の文章は非常に難解で読みづらい。私自身、若し氏の論をそのままに解していない節があれば、ここに記してお詫びしておく。

山田統氏 竹書紀年と六国魏表 司馬光の「通鑑」では「史記」と「孟子」書との記載に矛盾ありとし、「紀年」をとり入れて魏恵王の紀年を改めると同時に、齊王の紀年も改め、その理解する「孟子」書と史実とを合せしめている。このことあつて以来、「紀年」は次第に信憑性を高めることになつた。だが果して「紀年」に信憑性があり、また「史記」と「孟子」書とは矛盾するものだろうか。氏の疑問

は、ここから発する。そこで、氏は孟子の遊歴を中心として「史記」「孟子」書を詳細に検討し、その結論は、両書は決して矛盾するものではなく、むしろこれらと「紀年」との間にこそ一致点が認められない。「紀年」の後代性ないし信憑性のないことは明白であるとする。

氏の細かい考証の過程は、ここに詳述し得ないが、「史記」「孟子」を詳細に検討し、「竹書紀年」には信憑性がないと断ずるあたり、氏の最も意を得たりとするところであろう。目下のところ、私自身、氏の論に対して一言する何ものも持ちあわせていないが、ただ「竹書紀年」が中国古代史研究の上に欠くことのできない基本史料として、その評価が高まっている昨今、若し氏の論が正しいとするならば、その影響するところ大である。ひとり史学者のみならず、經學者の側からも問題とされるべき論考である。

相原俊二氏 先秦時代の『客』について―食客・上客・賓客について―氏の所論は凡そ次のようである。戦国時代に活躍した客には食客、またその上に位する上客、賓客などがあつた。しかしこれらの客も、私門に於ける場合と諸侯に於ける場合とは、大きな相違があつた。即ち私門の場合、客は裝飾の意味が強く、そこには殿しい人選はない。客の中には主人を媒介として出世しようとした者もあつたが、多くは主人と心情的結びつきをもつていた。これに対して諸侯の場合は、客の側からいへば高位高禄を目的に、また諸侯の側では専ら実用という目的で招致したために勢い人選は殿しく、一端君臣関係が成立しても、それは互に計算の上に成立つた雇用関係にしか過ぎなかつた。そこで君主諸侯はその欠陥を補うために、術とか君臣道徳などによつて心情的結合を強固にし、客の才能を発

揮せしめて國家の發展を願うと共に、また客の存在が國に危険となり、不用となつた時は、直ちに殺害、免官するという態度をとつた。このような君臣關係の中で高級官吏の一群が出現したところに、戰國官僚制の一つの特徴がある。

氏は、戰國時代の客の種類或は性格について分析し、特に諸侯に仕える場合の諸侯と客との關係から、当時の官僚制の一つの特徴を見出そうとしたものであるが、氏の論考もまた難解である。私自身、氏の論旨をその意のままに十分くみとつたかどうか自信はないが、

ここで一寸疑問に思つたのは、氏の云うような特徴は必ずしも戰國時代に限らず、中國官僚制の中では一般に見られる現象ではなかつたのかということである。客に關して問題となるのは、氏族共同体である所謂邑制國家から中央集權的な專制國家へ移行する過渡期に於て、何故大量の客が出現したのかという点であり、その客の出現した歴史的背景も含め、客の歴史的性格の解明こそ、むしろ必要ではなからうか。氏の今後の研究に期待したい。

久村因氏 秦の「道」について 漢書或は衛宏の漢旧儀に「道」を説明して「有蛮夷曰道」とか「内郡為県、三辺為道」とあるが、この分布を見るに、大凡漢の西北部から南、即ち今の陝西、甘肅、四川の三省の域を出ず、必ずしも漢の領域の最前線に存在していない。このことは「道」が統一國家の全国的規模で行われた制度ではなく、「道」の分布している地域に偏在していた時代の秦の制と考えなければならぬ。氏は、凡そ以上のような観点に立ち、「道」について次の如く結論している。「道」は、主として戰國時代の秦に於て、商鞅の改革以後、県に代つて蛮夷の地の経営に行われた軍事的制度

であつて、県の下位にあつたらしい。この制は、秦の一統後廢れ、漢ではただ県名としてのみこれを繼承し、「道」の数が一応伝えられる程度で、県との間に殆んど實質的區別は存しなかつたと思われる。そして「道」に代つて郡都尉・屬國都尉による、より綜合的な管理・経営が行われたものと思われる。

ここ数年来、一貫して巴蜀史研究を続けている氏の歴史地理學の論考である。緻密な考証のもと、難解なテーマと真正面から取組んでいる点、氏の勞を多としたい。

増淵龍夫氏 漢代郡県制の地域別的考察 その一—太原・上党二郡を中心として— 氏は、漢書地理志に太原・上党二郡の民俗を記した一文を中心に考察を進め、漢代この地方に晉の公族の子孫が土着化して豪族・土豪として存在していたこと、また彼らは郷曲に武断し、私闘復讐が盛んに行われたことなどから、この地方には土豪を中核とした私的秩序が維持され、この秩序を脅かすものに対しては、たとえそれが國家權力につながるものであつても、假借なくこれに立向う自守的習俗が強度であつたこと。そのため、制度的には專制君主權力が樹立されても、それが必ずしも制度の意圖する形通りに機能は果さなかつたこと。太原地方に於て、後漢当初、天子の徵召に応じなかつた強毅な逸民を多く輩出しているのも、このような社会的關連によるものであること、などを論証している。

氏は、先に『先秦時代の封建と郡県』（同氏「中國古代の社會と國家」所収）以下一連の論文に於て春秋以來の郡県制の實體を考察し、特に春秋時代の県が、秦漢時代の制度の示すような県につながる多量の古い社會關係を内包していたことを論証する一方、か

かる古い社会関係は、秦漢時代に入つても完全に粉碎出来なかつたことを論及し、この解明に当つては、更に地域別の研究の必要なことを強調した。今回はその第一作に当り、春秋以来の古い邑のある地方の一例として太原、上党二郡をとり上げ、この地方の古い社会関係が、漢代の郡県制下に於ても形を変えながら存続していたことを実証すると共に、それが郡県制的支配を多様に制約していたことを、精密な考証のもとに論じている。漢の郡県制という従来の莫然としたイメージに鋭いメスを入れ、その実体を明快に分析したことは、大きな功績である。このシリーズ第二作として、これとは別に、戦国秦漢の時代に新しく開発されて県が置かれた地方が予定されているようであるが、そこには一体どのような事情が存在したのか、次作が期待される。本論に対する批判は、一連の論文の発表をまつて行うのが妥当かと思われるので、省略する。

守屋美都雄氏 漢代家族の形態に関する再考察 は、氏の『漢代家族の形態に関する考察』(ハーバード・燕京・同志社東方文化講座第二輯)を批判し、三族制家族を強く主張した宇都宮清吉氏の『孝経庶人章によせて』(『東洋史研究』一七—四)に対する反論として書かれたものである。ここでは、宇都宮氏の論拠となつた孟子の梁惠王章句の解釈に対する批判から始つて、更には何休、応劭、范寧の五口説、或は生分、出分の解釈に対する批判に及び、宇都宮氏の三族制家族論は承服し難いことを論駁する一方、氏自身、従来の見解から一歩前進して、漢代家族の普遍的な存在は「単家族的な家」であるとした。

守屋、宇都宮両氏の漢代家族の形態をめぐる論争は長く、且つ有

名である。従来この論争は別に三族制論争と云われる如く、その論点は、いつに三族制を認めるか(宇都宮)、認めないか(守屋)にかかつていた。氏は今回の論文で、かなり莫然とした概念ではあるが「単家族的な家」という新しい見解を発表したことは、この論争に一つの進展を示すものとして注目されよう。しかし、それにしても個々の事例に対する両氏の解釈が、非常に対照的なのは興味深い。私個人としては、師事する両氏の見解の一致を願うものではあるが、しかしこの問題を更に掘りさげていく時、そこには両氏のお互に譲ることのできない歴史観ないし世界観の根本的な相違が見られる以上、恐らく不可能なことではなからうか。かくなる上は、両氏とも大いに論争をたたかわし、学会に新風を吹きこんでいただくことを希望したい。

五井直弘氏 漢書地理志の一考察 氏の論旨は次の如くである。漢書地理志には、先ず行政区劃としての郡県制を中心に、その変遷及びその状態を述べた部分と、これとは別に分野説にもつき、全国を十三区分に分けて説明した部分との二つの記載方法がとられている。前者は、漢室の尊敬を概念的に規定しようとする後漢時代の風潮をうけ、制度を通じて前漢の歴史を述べることこそ最も妥当な方法と考えた班固が、必然的に地理志に於ても、制度的に完成された形態として郡県制を記しているに外ならず、後者は、その地方を昔の国名によつて呼ぶ漢代の一般的慣習に従つたものである。班固ひいては漢書地理志がこのような二つの要素をもつていることは、班固的な制度による見方では、包みきれないものが当時の社会に存在したことを意味している。

氏は、秦漢古代帝国の地域差を考える一つの手がかりとして、漢書地理志の構成を問題とし、そこには、現実の社会の事情と制度との必ずしもマッチしない面が具現されていることを指摘した。氏の指摘は興味あるものであり、亦注目すべきものではあるが、しかし氏も認める如く、これはあくまでも一種の心構えにしか過ぎない。このような理解は極めて抽象的で、一体当時、具体的にどのような地域差があり、亦それがどのように当時の政治、社会、経済面に影響していたかということこそ問題とされねばならない。氏も十分認識していることを承知の上で敢て苦言を呈するのは、氏に期待するところ大なるからに外ならない。

最後は岡本正氏 山海経について である。氏は目下、山海経の定本作成の作業中であり、本論はその序章として、中国人のこの書に関する考え方や、従来の研究の成果について述べた短篇である。氏の定本の完成に期待したい。

以上各論について、極めて簡単ではあつたが、紹介と感想を述べて来た。最後に私の卒直な読後感をいわせていただくならば、全体としてやや物足りないという印象を受けたことも否定できない。というのは、前集(第二集)は「中国古代史の地域別研究」という共通テーマのもと、総合的な共同研究としての強味を遺憾なく発揮し

て多大の成果をあげて来た。それ故、本書に対しても我々は大きな期待を寄せていたのである。しかし、端的にいって本書は、個々の論文の成果はともかくとして、テーマの追求の共同性に於て、一歩後退した感を免れ難いからである。

思うに、共同研究の名のもとに大きな共通テーマを掲げても、各個人に於ては、専門分野の相違或は関心の多少などによつて、とり上げるテーマは様々である。しかも、各個人のテーマいかによつては、時には直接共同研究には関係のない小さな問題にも、かなりの年月に亘つて全力を注がねばならないこともあるだろう。そのため、各個人の研究の進展と共に、研究自体いきおい細分化され、専門化されることの避け難いのは、むしろ当然である。ここに、共同研究としての統一を維持することの困難さ、換言するならば、共同研究の一つの限界ともいべきものがある。そこで、いわばその固定化を防ぐためにも、共同研究の研究態勢或はテーマの追求の具体的方法に、絶えざる反省と検討が必要となつて来る。共同研究による研究法が、次第に学界の中で大きなウエイトを占めつつある今日、共同研究の運営の方法論的検討は、ひとり本研究会のみならず学界一般の意を用うべきことであろうが、本研究会もまた、その再検討の時期に来ているのではなからうか。(A5判 三九八頁 昭和三年一月 吉川弘文館発行 八八〇円)